

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
152	<p>⑦ 納付機会の拡大について</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はない可能性がある。他都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり一定の措置がなされている。</p> <p>そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。</p>	<p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>(納税課)</p>	<p>平成27年4月から市県民税や固定資産税など合計9科目へのコンビニ収納を拡大し、納付機会の拡大に向けた収納窓口の充実を図りました。</p> <p>さらに、平成28年度からコンビニ収納が可能な固定資産税・都市計画税など9科目について、東北地区の郵便局で納付できるよう関係機関等と調整等を行うこととしております。</p> <p>なお、クレジット収納及び納期を増やすことにつきましては、導入経費等を勘案し費用対効果の観点から現段階では実施しないこととしております。</p> <p>(納税課)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
202	<p>③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル (措置の方向性について)</p> <p>維持管理計画の評価とマネジメントサイクルについて、維持管理計画を策定することが目的ではなく、計画をいかに実行するかを検討しており、計画の評価やマネジメントサイクルの考え方の必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画は平成23年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。</p>	<p>今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法について検討してまいります。</p> <p>(業務課、施設管理課)</p>	<p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>上下水道局アセットマネジメント検討委員会において意見を交換するとともに、局内及び外部研修への職員の参加・派遣による意識改革にも継続して取り組んでおります。</p> <p>今後は、計画の達成状況について定期的に状況の分析・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道整備課)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
203	<p>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 (措置の方向性について)</p> <p>維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p>	<p>今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p>	<p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>今後は、計画の達成状況について定期的に状況の分析・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道整備課)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
209	<p>⑧ 受益者負担の検討 (措置の方向性について)</p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>(現時点の措置状況について)</p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではないかと考える。</p>	<p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p>	<p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>今後は、計画の定期的な分析・評価を行い、計画の見直しにより、受益者負担の必要が生じた場合は、下水道使用料の改定について検討します。</p> <p>(経営企画課)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	部局等名 財政部 措置状況(担当課)
212	<p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>施設管理に係る中長期計画の策定については、(1)にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p>	<p>実効性のある計画となるよう留意しながら、必要なデータの精査、収集等も含め、計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定いたしました。</p> <p>本計画に基づき、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」を図ることにより、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供を目指してまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
217	<p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み (措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方ではなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p>	<p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。 (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定いたしました。</p> <p>本計画に基づき、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減を推進してまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
219	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し (措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>・現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p>	<p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を、平成27年2月に「公共施設等総合管理計画」をそれぞれ策定しました。</p> <p>本計画に基づき、「市有建築物保全計画実施要綱」の対象施設を含め、市が保有するすべての公共施設を対象とした「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部、教育委員会、上下水道部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
221	<p>(10) 安全点検の実施とその対応 (措置の方向性について)</p> <p>安全点検の実施とその対応について、安全性に課題があるものについては、早急に対処すべきであり、対処がやむを得ず遅れる場合には、利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると、他の部局においても同様のケースがあると考えられる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p>	<p>法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。</p> <p>措置の状況の公表について、今後検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を、平成27年2月に「公共施設等総合管理計画」をそれぞれ策定しました。</p> <p>今後においては、市が保有するすべての公共施設を対象とし、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」に取り組んでまいります。</p> <p>また、計画の進行管理を適切に行うため、定期的に取組実績について評価を行い公表することとしております。</p> <p>(資産管理活用事務局、教育委員会総務課、経営企画課)</p>

様式1

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
223	<p>(12) 耐用年数の設定 (措置の方向性について)</p> <p>耐用年数の設定については、現在、全庁的な維持管理方針の策定に向け、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには、施設の耐用年数を設定する必要があるため、維持管理方針の策定に併せ、耐用年数の設定を行うべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて、施設の耐用年数の設定について検討してまいります。 (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>平成26年12月に策定した「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」において、耐用年数の目標を80年と設定しました。 今後は、一定の周期で修繕や大規模改修を行い、計画的な保全を図ることにより長寿命化に取り組んでまいります。 (資産管理活用事務局)</p>